

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)重要事項説明書

医療法人 山口内科医院

本説明書は、当院が提供する介護保険利用の居宅療養管理指導及び予防居宅療養管理指導に関する重要事項についてご説明するものです。

1、当院が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-821-2448 (医療法人山口内科医院)

または、092-831-1728 (医療法人山口内科医院在宅医療部)

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2、当院の概要

①当院の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	山口内科医院
所在地	福岡市早良区西新5-14-45
指定番号	4011024538
サービスを提供する地域	福岡市早良区、中央区、西区、城南区

②職員体制

職種	人員
医師	3名
管理栄養士	2名

③営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (お盆8月13日から15日、正月12月31日から1月3日、及び国民の祝祭日は除く。)
営業時間	午前9時から午後5時 (月曜日から金曜日) 午前9時から16:30 (土曜日)

*ただし、緊急時はこの限りではありません

3、事業目的と運営方針

当院では在宅医療を次のように行っています。

担当医は、定期的に訪問診療を実施し、利用者の皆様の病状を把握します。その結果を踏まえて適宜治療計画を立て、担当訪問看護師と逐一の打ち合わせを行い、医療上の指示を与えます。さらに、指示が適切に行われ、期待すべき結果を得られているかどうかを評価しつつ、さらに治療を進めていくことになります。

また、ケアマネジャーをはじめ、各介護の担当者に対し、適宜の現状報告と医療上の注意点や問題点、あるいは今後改善すべき点などの指摘を定期的に行っていきます。

医療と介護を有機的に結び付け、皆様の介護環境をよりよく維持するための要としての役割を当院医師は積極的に行っていきます。この要としての仕事に当たる部分が、すなわち「居宅療養管理指導」あるいは「介護予防居宅療養管理指導」ということになります。

4、サービスの内容と費用

(1) 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内 容
医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。</p>
管理栄養士が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行います。</p>

(2) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられている方は、介護保険制度に従い、厚生労働大臣の定める基準額の1割か2割若しくは3割を自己負担していただきます。

*厚生労働省が定める基準額（福岡市）

	基本単位	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
居宅療養管理指導Ⅰ（1月に2回まで）				
単一建物居住者が1人	515	515円	1,030円	1,545円
単一建物居住者が2人～9人	487	487円	974円	1,461円
居宅療養管理指導Ⅱ（1月に2回まで）				
※在宅医学総合管理料を算定している場合				
単一建物居住者が1人	299	299円	598円	897円
単一建物居住者が2人～9人	287	287円	574円	861円
管理栄養士が行う居宅療養管理指導				
単一建物居住者が1人	545	545円	1,090円	1,635円
単一建物居住者が2人～9人	487	487円	974円	1,461円

(3)交通費

前記2の①に規定したサービス地域内でのサービスにつきましては、交通費はいただきません。
ただしこの地域外のサービスにつきましては、交通費の実費をいただきます。

自動車を使用した場合は下記の料金をいただきます。

- 一 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 300円(往復)
- 二 事業所から片道おおむね10キロメートル以上の場合
〃 5キロメートルにつき 100円を加算(往復)

(4)上記(1)及び(2)の支払いを受ける場合は、お客様に対して事前に文書をもって同意を得ます。

また、支払いを受けた場合は領収書を交付いたします。

(5)料金の支払方法はご相談の上、取り決めます。

5、解約料

お客様のご都合により、あらかじめ計画されていたサービスが中止になる場合、サービス開始日の前日までにご連絡があれば、解約料はいただきません。

しかしそれを過ぎてからの中止に関しましては、すでに医師または管理栄養士がサービス提供の準備に入っている場合には、通常のサービス料金をいただく場合がありますので何卒ご容赦ください。

またサービスが開始されてから後の、お客様のご都合による途中中止の際は、理由の遺憾にかかわらず通常のサービス料金をいただきます。

6、秘密保持

当事業所が居宅療養管理指導サービスを行う中で知り得た、お客様やご家族の情報は、お客様のご了解なしにこれを他に漏らすことはありません。

なお、介護サービスの円滑かつ適切な提供のために、サービス事業者間で情報の提供が必要な場合は、事前にお客様のご了解を得ることとします。

7、虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的実施、その結果について従業員に周知を図っています。
- ②虐待防止のための指針を防止するための指針を整備しています。
- ③従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④サービス提供中に当事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

8、身体拘束等について

①当事業所は原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録等、適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

②職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

9、ハラスメントに関する事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、訪問先において従業員に対する以下のハラスメン

トの防止のために必要な措置を講じます。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- ③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求や、性的な嫌がらせ等

10、サービス内容に対する相談・苦情

①当院のお客さま相談・苦情受付

当事業所の居宅療養管理指導サービスに対しての、ご相談や苦情は下記にて承ります。

担当 医師 山口郁実

電話 092-821-2448

または 092-831-1728

②その他

当院以外に、市区町村、国民健康保険団体連合会でも相談・苦情を受け付けます。

早良区保健福祉センター 福祉・介護保険課

電話092-833-4352

中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課

電話092-718-1099

城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課

電話092-833-4105

西区保健福祉センター 福祉・介護保険課

電話092-895-7066

福岡県国民健康保険団体連合会

電話092-642-7859

11、業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導を継続的に実施するため、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

居宅サービス事業所 指定番号 4011024538

所在地；福岡市早良区西新5-14-45

名称；医療法人 山口内科医院

院長 ； 山口 雄一 印

私は、契約書及び本書面により、各サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所；

氏名； 印

(署名代行人) 住所；

氏名； 印